○弘前地区環境整備事務組合議会議員全員協議会要綱

平成31年3月5日 · 議会告示第1号

(目的)

- 第1条 この要綱は、弘前地区環境整備事務組合議会会議規則(平成31年弘前 地区環境整備事務組合議会規則第1号)第92条に規定する議員全員協議会(以 下「全員協議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (構成)
- 第2条 全員協議会は、全議員をもって構成する。 (招集)
- 第3条 議長は、必要があると認めるときは、全員協議会を招集する。 (議長の職務)
- 第4条 議長は、全員協議会の議事を整理し、秩序を保持する。 (議長の職務代行)
- 第5条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務 を行う。
- 2 議長及び副議長がともに事故があるとき又はともに欠けたときは、年長の議員が議長の職務を行う。

(出席要求)

- 第6条 議長は、必要と認めるときは管理者その他関係者の出席を求めて、その説明、意見等を聴き、又は質疑を行うことができる。 (傍聴及び記録)
- 第7条 全員協議会の傍聴については、弘前地区環境整備事務組合会議傍聴規 則(平成19年弘前地区環境整備事務組合議会規則第1号)の例による。
- 2 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した 記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、全員協議会に関し必要な事項は、議長 が全員協議会で協議して定める。

附則

この要綱は、平成31年3月5日から施行する。